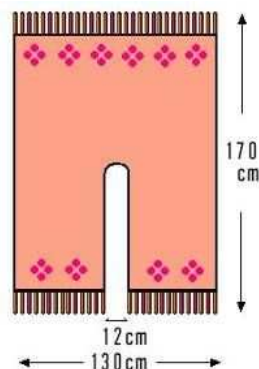


✚ 貨物概要

下図のような形状、デザインのもので、中央部の切れこみに首を入れ、肩に掛けて着用するもの。

生地は、やや厚手の羊毛製織物で、両端には房がついている（毛皮付きのものではない）。



✚ 分類

関税率表第 6202.20 号一 2（統計番号 6202.20-200）のケープに類する女子用の羊毛製衣類

✚ 分類理由

形状から、上半身から膝上までを覆うことのできる防寒用の袖なし衣類の特徴を備えているものと認められることから、上記のとおり分類されます。

（参考）第 62 類注 9

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）